

手続き判定ナビを活用した 「行かない」「書かない」手続きを開始します － 手続きをもっと便利に －

堺市では、堺市電子申請システム「手続き判定ナビ」の一部で、オンラインで完結できる来庁不要の「行かない手続き」と、来庁が必要な場合も事前に申請書をデータで作成し窓口での記入を省略できる「書かない手続き」を開始します。

これまで引っ越しなどの手続き判定ナビでは、必要な手続き一覧を表示するだけでしたが、同サービスの開始により、必要な申請書等が簡単にわかり、手続き時間の短縮や窓口の混雑緩和につながるなど住民の皆様の利便性が向上します。

1 開始日時

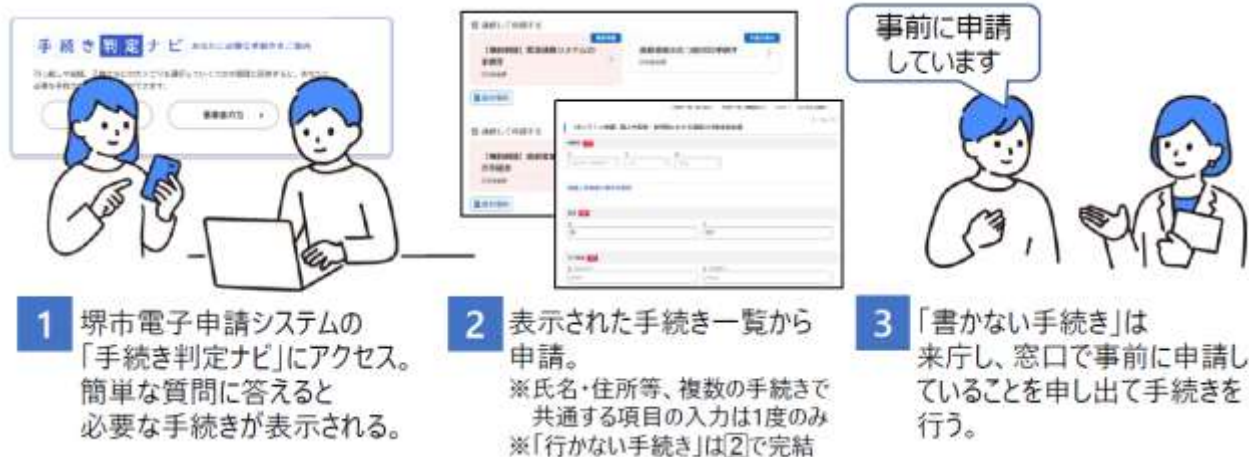
令和 7 年 2 月 5 日（水）午前 9 時

2 対象の手続き判定ナビ

- 他市区町村から堺市への引っ越し（転入）
- 堺市から他市区町村への引っ越し（転出）
- 堺市内で引っ越し（転居）
- 世帯合併・分離・主変更（引っ越しはせず、世帯内の構成員もしくは世帯主を変更する時）
- おくやみ（死亡）による手続き

※対象手続き総数は「行かない手続き」が 63 種類、「書かない手続き」が 73 種類です。なお、総数にはマイナポータルや基幹システムで対応する手続きを含みます。

3 利用方法（ご利用には堺市電子申請システムの利用者登録が必要です。）



4 その他

対象手続き等の詳細は以下の堺市ホームページをご確認ください。

https://www.city.sakai.lg.jp/benri/tetsudukihanteinabi_lifeevent.html

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：市民人権局 市民生活部 区政推進課 電 話：072-228-7579 ファックス：072-228-0371
----------------------------	---